

令和4年第1回広尾町議会定例会 第2号

令和4年3月7日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第 8号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第19号）について
- 3 議案第 9号 令和3年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第3号）について
- 4 議案第10号 令和3年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 5 議案第11号 令和3年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 6 議案第12号 令和3年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について
- 7 議案第13号 令和3年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 8 議案第14号 令和3年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）について
- 9 議案第15号 令和3年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 10 議案第16号 令和3年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 11 議案第17号 令和4年度広尾町一般会計予算について
- 12 議案第18号 令和4年度広尾町港湾管理特別会計予算について
- 13 議案第19号 令和4年度広尾町簡易水道事業特別会計予算について
- 14 議案第20号 令和4年度広尾町下水道事業特別会計予算について
- 15 議案第21号 令和4年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 16 議案第22号 令和4年度広尾町介護保険特別会計予算について
- 17 議案第23号 令和4年度広尾町介護サービス事業特別会計予算について
- 18 議案第24号 令和4年度広尾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 19 議案第25号 令和4年度広尾町病院事業債管理特別会計予算について
- 20 議案第26号 令和4年度広尾町水道事業会計予算について
- 21 発議第 1号 議会広報特別委員会の設置について

○出席議員（13名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 松田 健司 | 2番 浜野 隆 |
| 3番 萬亀山 ちず子 | 4番 前崎 茂 |
| 5番 北藤 利通 | 6番 志村 國昭 |
| 7番 星加 廣保 | 8番 山谷 照夫 |
| 9番 渡辺 富久馬 | 10番 小田 雅二 |
| 11番 旗手 恵子 | 12番 浜頭 勝 |
| 13番 堀田 成郎 | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	村	瀬	優
副	町	田	中	靖
会	計	山	崎	勝
兼	出	山	崎	勝
総	務	山	岸	直
総	務	柏	崎	弥
総	務	齊	藤	美
併	総	西	内	
併	総	木	幡	幸
併	総	木	村	正
併	総	坂	田	邦
企	画	及	川	隆
住	民	楠	本	直
住	民	佐	藤	直
住	民	山	崎	義
兼	住	三	浦	直
住	民	西	脇	秀
保	健	宝	泉	
保	健	今	村	正
兼	老	宝	泉	
地	域	村	上	洋
兼	健	宝	泉	
健	康	三	浦	直
健	康	雄	谷	幸
保	健	浜	頭	
子	育	佐	藤	清
認	定	成	田	ま
認	定	西	脇	優
兼	豊	成	田	ま
特	別	金	石	輝
兼	養	金	石	輝
農	林	平		浩
				則

兼 町 営 牧 場 長	平		浩	則
水 産 商 工 観 光 課 長	室	谷	直	宏
建 設 水 道 課 長	前	田	憲	一
建 設 水 道 課 長 補 佐	三	上	昌	樹
建 設 水 道 課 主 幹	北	藤	盛	通
建 設 水 道 課 主 幹	小	川	浩	司
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	前	田	憲	一
港 湾 課 長	森	谷		亨
港 湾 課 長 補 佐	安	岡	伸	弘

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅	原	康	博
管 理 課 長	山	畑	裕	貴
管 理 課 長 補 佐	三	浦	弘	樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山	岸	達	也
社 会 教 育 課 長	沖	田	一	美
兼 図 書 館 長	沖	田	一	美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖	田	一	美

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	辻	田	廣	行
併 書 記 長	山	岸	直	宏

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	大	林		忠
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	木	下	利	夫
併 書 記 長	山	岸	直	宏

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今	村	弘	美
事 務 局 次 長	寺	井		真

○出席事務局職員

事	務	局	長	白	石	晃	基
事	務	局	次	保	坂	一	也
總	務	係	主	齊	藤	香	月

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

3月3日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、北藤利通議員、11番、旗手恵子議員を指名します。

◎日程第2 議案第8号～日程第10 議案第16号

1、議長（堀田） 日程第2、議案第8号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第19号）についてから日程第10、議案第16号 令和3年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの9件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第8号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第19号）から議案第16号 令和3年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）まで一括して提案説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容であります。確定見込みによる事業費の整理であります。

初めに、議案第8号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町一般会計補正予算（第19号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,295万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億4,961万5,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は、繰越明許費でありまして、地方自治法の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費を第2表でお示しをするものであります。

第3条は、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加を第3表でお示しをするものであります。

第4条は、地方債の補正でありまして、地方債の追加及び変更を第4表でお知らせをするもので

あります。

次、20ページの第2表であります。

繰越明許費であります。

事業名、住民基本台帳システム改修委託業務ほか2件について繰越明許費の設定をするものであります。

第3表、債務負担行為の追加であります。

事項といたしまして、大家畜特別支援資金利子補給であります。期間といたしまして令和4年度から令和23年度、限度額といたしまして大家畜特別支援資金借入金総額1,480万円の毎年12月1日から翌年11月30日までの期間における融資平均残高に年0.1875%以内の割合を乗じた金額総額53万9,000円であります。

次に、第4表の地方債補正の追加及び変更であります。

初めに、補正予算債の追加であります。限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

次に、限度額の変更であります。緊急防災・減災事業債ほか2件につきまして、事業の確定見込みにより整理を行うものであります。

町債の合計から3,740万円を減額し、5億8,955万5,000円とするものであります。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、総務課長より補足説明をいたさせます。

次に、議案第9号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ652万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,171万円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

補正の内容は、事業の確定見込みによる歳入歳出の整理であります。

続きまして、議案第10号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ378万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億718万8,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

補正の内容は、事業の確定見込みによる歳入歳出の整理であります。

28ページの第2表であります。

地方債補正の変更であります。

簡易水道事業債及び辺地対策事業債につきまして、事業費の確定見込みによる減額であります。町債の合計から290万円を減額し、3,940万円とするものであります。

次に、議案第11号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ595万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,151万4,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

第2条は、地方債の補正であります。地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

補正の内容は、事業の確定見込みによる歳入歳出の整理であります。

次に、第2表の地方債補正の変更であります。

公共下水道事業債ほか2件につきまして、事業費の確定見込みによる減額であります。

町債の合計から170万円を減額し、9,880万円とするものであります。

続きまして、議案第12号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,358万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,173万1,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

補正の内容は、事業の確定見込みによる歳入歳出の整理であります。

続きまして、議案第13号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,431万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,463万4,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

補正の内容は、確定見込みによる歳入歳出の整理であります。

続きまして、議案第14号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ931万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,139万9,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後

の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

補正の内容は、確定見込みによる歳入歳出の整理であります。

続きまして、議案第15号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,415万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

補正の内容は、確定見込みによる歳入歳出の整理であります。

続きまして、議案第16号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）でありまして、第1条で当該補正予算は次に定めるところによるとし、第2条は第3条に定めた収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、補正の内容は、事業の確定見込みによる減額であります。

第3条の資本的支出であります。予算第4条本文括弧書き中の額をおのおの改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するとするものであります。補正の内容は、事業の確定見込みによる減額であります。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、30万円を減額するものであります。

以上をもちまして、議案第8号から議案16号までの補正予算についての提案理由の説明といたします。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

山岸総務課長。

1、総務課長（山岸） それでは、一般会計補正予算（第19号）について、事項別明細書により説明いたします。

初めに、本補正予算は、確定見込みによる補正、燃料費、電気料は単価料金上昇に伴う追加、人件費の整理が中心であります。確定見込みによるものについては、説明を省略いたします。

それでは、主な補正内容について説明をいたします。

歳出から説明いたします。

事項別明細書17ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、13目OA化推進費、12節委託料ですが、国民年金システム改修委託料について、年金手帳が廃止され、通知書を発行するものであります。財源は、基礎年金等事務費委託金でございます。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料について、繰越明許費、住民基本台帳システム改修委託料は、マイナンバーカードを使用したワンストップサ

ービスのシステム改修委託料であります。財源は、社会保障・税番号システム整備補助金でございます。

20ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、24節積立金において社会福祉振興基金積立金の追加であります。社会福祉振興資金寄附金と健康で幸せな地域づくり寄附金を積み立てるものでございます。

21ページをお願いいたします。

4目障害者母子福祉費、12節委託料は、聴覚障害者等コミュニケーション支援事業委託料、22ページは障害者職場就労体験事業委託料の2つについて、業務量の増加による追加でございます。

23ページをお願いいたします。

6目老人福祉費、24節積立金は、老人福祉施設振興基金積立金の追加でございます。財源は、老人福祉施設整備資金寄附金によるものでございます。8目後期高齢者医療費、12節委託料は、健康診査委託料の追加でございます。27節繰出金は、事務費分の追加でございます。

27ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節負担金補助及び交付金は、繰越明許費、汚水処理下水道建設負担金の追加でございます。現年工事分が繰越明許工事になることに伴うものでございます。

28ページをお願いいたします。

2目環境衛生費、10節需用費は、ごみ袋の印刷製本費の追加でございます。12節委託料は、個別排水処理施設の増加に伴うし尿等収集運搬委託料の追加でございます。

29ページをお願いいたします。

3目予防費、10節需用費は、小児用接種消耗品費の追加でございます。

32ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、7目農村環境改善センター費、10節需用費は、男子トイレの修繕料でございます。

35ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、2目観光費、18節負担金補助及び交付金は、映画「北の流氷」(仮)製作委員会負担金の追加でございます。財源は、企業版ふるさと納税寄附金でございます。6目ふるさと納税推進費、11節役務費は、ふるさと納税でのクレジットカード等取扱手数料の追加でございます。

37ページをお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、12節委託料は、除雪委託料の追加でございます。13節使用料及び賃借料は、排雪車借上料の追加でございます。

38ページをお願いいたします。

3項港湾費、1目港湾総務費、18節負担金補助及び交付金は、繰越明許費、港湾直轄事業負担金は、国の補正予算による追加でございます。2目港湾管理費、12節委託料は、除雪委託料の追加で

ございます。

40ページをお願いいたします。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、18節負担金補助及び交付金は、とちぎ広域消防事務組合負担金の追加でございます。消防ポンプ車の起債対象経費の減額に伴う追加でございます。

48ページをお願いいたします。

11款公債費は財源内訳の補正で、12款予備費は予算調整でございます。

次に、戻りまして歳入をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

9款地方特例交付金、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、上記にある固定資産税、都市計画税のコロナ対策減免に伴う補填分の補正でございます。

5ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、3月接種に伴う追加でございます。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、社会保障・税番号システム整備補助金でございます。マイナンバーカードを使用したワンストップサービスのシステム改修委託料に伴う補正でございます。

6ページをお願いいたします。

3項国庫委託金、2目民生費国庫委託金、基礎年金等事務費委託金は、国民年金システム改修委託料に伴う補正でございます。

9ページをお願いいたします。

17款寄附金、各指定寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金の補正でございます。

18款繰入金、1項繰入金は、減債基金等において歳入歳出確定見込みの整理による各繰入金の整理でございます。

10ページをお願いいたします。

2項特別会計繰入金、1目港湾管理特別会計繰入金は、港湾管理特別会計からの繰入金の追加でございます。3目国民健康保険事業勘定特別会計繰入金は、インフルエンザワクチン接種等の財源として充当するものでございます。

11ページをお願いいたします。

21款町債は、事業費確定見込みの整理でございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から各会計ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から各会計ごとに審議を行います。

申し上げます。本案9件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

初めに、議案第8号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第19号）についてを審議します。

初めに、歳出に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎議員。

1、4番（前崎） 事項別明細の15ページなのですけれども、この中で2款総務費、1項総務管理費のうちの企画費、広尾町生き生きプロジェクト交付金294万5,000円の減額となっていますけれども、当初予算は470万5,000円ということで、これで見ると執行率が6割ちょっとなのですけれども、この内容についてもう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

それと、その下の広尾町移住支援金220万円、これは令和3年度の新規事業という形で計上されたものでありまして、当初予算220万円なのですけれども、全額、今回減額ということでありまして、この間、こういった発信をされてきて、なおかつ、この発信に対するアクセスとか問合せ、そういったものの状況についてどのようになっているのか、これについてご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 及川企画課長。

1、企画課長（及川） それでは、まず生き生きプロジェクトの件についてご説明させていただきます。

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けまして、当初予定していた事業が大幅に縮小する形の実施となりました。したがって、経費につきましても各項目軒並み減額となっております。10月以降、緊急事態宣言が解除となりましたので、10月、11月にふるさとワーキングホリデーという事業を実施することができましたので、その事業につきましては支出があります。そのほかに移住体験モニターツアーの実施も予定していたのですが、こちらのほうもコロナウイルスの関係で中止となっております。なので、金額的には294万5,000円という大幅な金額が減額となったものであります。

次に、移住支援金についてであります。こちら令和3年度から始まった新規事業ということで、商工会や農協を通じて登録事業所の拡大に向けた呼びかけを行ったのですが、残念ながら広尾町で事業所として登録がありませんでした。登録の手続なんかも結構複雑だという話も聞こえてきましたので、この辺の反省を踏まえて、来年度は登録事業所を拡大していくために商工会や農協とも協力して、この事業が効果的に行われるよう努めていきたいと考えております。

以上です。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 広尾町のこの移住支援金の関係ですけれども、首都圏とかいろんな制限がある中でこういう事業なのですけれども、これに関して問合せとか、実現しないまでもこの間どういった関心を寄せられたとか、そういった内容についてご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 及川企画課長。

1、企画課長（及川） 移住支援金についての問合せの件であります。

問合せの件数としては1、2件程度しかない状況でありましたが、事業所については登録をしてみたいというお話がありまして、登録に向けていろいろやり取りをしていたのですけれども、結果的に登録に至らなかったという案件が1件ありました。なので、先ほども申し上げましたとおり、来年度についてはその登録手続についてもサポートをする中で登録事業所を拡大していくのと、あと、首都圏の人材にこちらに来ていただくという狙いがありますので、そちらのほうにもアプローチをして、こういった事業をやっていますよということが幅広く伝わるように努めていきたいと考えております。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、歳入に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第9号 令和3年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第3号）について審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第10号 令和3年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第11号 令和3年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第12号 令和3年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第13号 令和3年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第14号 令和3年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第15号 令和3年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第16号 令和3年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第8号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第19号）についてから議案第16号 令和3年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの9件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号から議案第16号までの9件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案9件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案9件は討論を省略します。

これより議案第8号 令和3年度広尾町一般会計補正予算(第19号)についてから議案第16号 令和3年度広尾町水道事業会計補正予算(第3号)についてまでの9件を一括採決します。

お諮りします。本案9件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案9件は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第17号～日程第20 議案第26号

1、議長(堀田) 日程第11、議案第17号 令和4年度広尾町一般会計予算についてから日程第20、議案第26号 令和4年度広尾町水道事業会計予算についてまでの10件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第17号 令和4年度広尾町一般会計予算についてから議案第26号 令和4年度広尾町水道事業会計予算について、一括して提案説明を申し上げます。

最初に、議案第17号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町一般会計予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億9,200万円と定めるところであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとしてあります。

第2条は、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額を「第2表 債務負担行為」でお示しをするものであります。

第3条は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を「第3表 地方債」でお示しをするものであります。

第4条は、一時借入金でありまして、地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12億円と定めたいとするものであります。

第5条は、歳出予算の流用の関係であります。

次の54ページの第2表、債務負担行為でありまして、備荒資金組合譲渡事業償還金(プリンター譲渡事業)から備荒資金組合公用車譲渡事業償還金(健康管理センター公用車譲渡事業)までの7件について、債務負担行為の期間、限度額をそれぞれ定めたいとするものであります。

次のページの第3表の地方債であります。

臨時財政対策債から過疎対策事業債までの4件について、起債の目的ごとにそれぞれ限度額、起債の方法、利率、償還の方法を第3表のとおり定めたいとするものでありまして、限度額の合計は6億3,750万円であります。

続きまして、議案第18号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町港湾管理特別会計予算は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億380万円と定めるところとなります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとなります。

第2条は、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額を「第2表 債務負担行為」でお示しをするものとなります。

第3条は、歳出予算の流用の関係であります。

59ページであります。

第2表の債務負担行為でありまして、備荒資金組合公用車譲渡事業償還金について、債務負担行為の期間、限度額をそれぞれ定めたいとするものとなります。

次に、議案第19号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,270万円と定めるところとなります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとなります。

第2条は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を「第2表 地方債」でお示しをするものとなります。

第3条は、歳出予算の流用の関係であります。

63ページの第2表の地方債であります。

簡易水道事業債から公営企業会計適用債の3件について、起債の目的ごとにそれぞれ限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めたいとするものとなりまして、限度額の合計は5,440万円となります。

続きまして、議案第20号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,060万円とするものとなります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとなります。

第2条は、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額を「第2表 債務負担行為」でお示しをするものとなります。

第3条は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を「第3表 地方債」

でお示しをするものであります。

第4条は、一時借入金でありまして、借入れの最高額を1億7,000万円と定めたいとするものであります。

第5条は、歳出予算の流用の関係であります。

67ページの第2表であります。

債務負担行為でありまして、2件の事項について、債務負担行為の期間、限度額をそれぞれ定めたいとするものであります。

第3表の地方債であります。

公共下水道事業債から公営企業会計適用債までの5件について、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めたいとするものでありまして、限度額の合計は4,820万円であります。

続きまして、議案第21号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計予算は、次に定めるところによるものであるものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,900万円と定めたいとするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであるものであります。

第2条は、歳出予算の流用であります。

次に、議案第22号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによるものであるものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億560万円と定めたいとするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであるものであります。

第2条は、歳出予算の流用の関係であります。

続きまして、議案第23号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町介護サービス事業特別会計予算は、次に定めるところによるものであるものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,960万円と定めたいとするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであるものであります。

第2条は、歳出予算の流用の関係であります。

続きまして、議案第24号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによるものであるものであります。

であります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,100万円と定めたいとするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとするものであります。

続きまして、議案第25号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町病院事業債管理特別会計予算は、次に定めるところによるものとしてあります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,756万3,000円と定めたいとするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとするものであります。

第2条は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を「第2表 地方債」でお示しをするものであります。

84ページであります。

第2表の地方債であります。

病院事業債及び過疎対策事業債の2件について、起債の目的ごとにそれぞれ限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めたいとするものであります。限度額の合計は1,490万円であります。

続きまして、議案第26号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町水道事業会計予算でありまして、第1条で、当該予算は、次に定めるところによるものとしてあります。

第2条は、業務の予定量であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額であります。収益的収入の予定額の総額を1億6,051万5,000円、収益的支出の予定額の総額を1億7,237万9,000円と定めたいとするものであります。

次のページの第4条の資本的支出であります。

資本的支出の予定額は、次のとおり定めたいとするものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,318万3,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、支出であります。資本的支出の総額を8,318万3,000円と定めたいとするものであります。

第5条は、一時借入金でありまして、限度額を1,000万円と定めたいとするものであります。

第6条は、支出の流用の関係であります。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でありまして、職員給与費であります。

第8条は、棚卸資産の購入限度額でありまして、1,794万6,000円と定めたいとするものであります。

以上で、議案第17号から議案第26号までの提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろし

くお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時44分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

次に、一般会計及び各特別会計予算の資料について説明を願います。

田中副町長。

1、副町長（田中） それでは、令和4年度の予算の概要を説明いたします。

予算説明資料をご用意いただきます。

予算説明資料の1ページでございます。

令和4年度の各会計別の予算に関する説明書であります。説明につきましては、薄く網かけをした4年度の当初予算額（A）欄と3年度当初予算額（B）欄との比較、増減率の列でご説明をいたします。

まず、一般会計であります。

4年度は、76億9,200万円を計上、増減率で5%の増であります。

次に、特別会計であります。

港湾管理特別会計1億380万円、増減なしであります。

簡易水道事業特別会計1億2,270万円、11%の増。

下水道事業特別会計3億5,060万円、19.6%の減。

国民健康保険事業勘定特別会計9億5,900万円、2.9%の減。

介護保険特別会計7億560万円、1.1%の減。

介護サービス事業特別会計2億7,960万円、0.5%の減。

後期高齢者医療特別会計1億3,100万円、5.1%の増。

病院事業債管理特別会計5,756万3,000円の計上で、4.2%の増であります。

特別会計合計では27億986万3,000円、前年との比較で3.7%の減となるものであります。

企業会計であります、水道事業会計は2億5,556万2,000円、1.5%の減であります。

全会計を合わせた予算の総額は106億5,742万5,000円で、2.5%の増となるものであります。

次に、2ページ、3ページをお願いいたします。

特別会計及び企業会計への繰出金の内訳でございます。

港湾管理特別会計につきましては、繰出金はございません。

簡易水道事業特別会計は698万8,000円で45%の減。

下水道事業特別会計は1億8,718万5,000円、1.2%の減。

国民健康保険事業勘定特別会計は1億288万6,000円、4.9%の減。

介護保険特別会計は1億1,007万円、0.2%の減。

介護サービス事業特別会計は8,845万9,000円、13%の減。

後期高齢者医療特別会計は4,448万7,000円、2.4%の増。

病院事業債管理特別会計は1,726万円、16.2%の増であります。

特別会計の合計は5億5,733万5,000円の計上で、前年比2,317万円、率で4%の減であります。

企業会計、水道事業につきましては、負担金、補助金はございません。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

一般会計歳入歳出予算の状況であります。

説明につきましては、左側の網かけをしております4年度の当初予算額（A）欄、3年度の当初予算との比較（D）欄、あるいは決算見込額との比較（E）欄の伸び率を中心にご説明をいたします。

まず、歳入の状況であります。

1款の町税は8億9,109万7,000円、3年度との比較では1.2%の減を見込んでおります。主な要因としまして、個人、法人の町民税、固定資産税、都市計画税の減であります。

2款の地方譲与税から9款の地方特例交付金につきましては、記載のとおりであります。特に7款地方消費税交付金につきましては、1億6,300万円で当初予算比9.4%の減を見込んでおります。なお、74ページに地方消費税交付金の社会保障財源化分を掲載しております。後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

4ページに戻っていただきまして、10款の地方交付税であります。35億1,000万円で、当初予算との比較で8%の増、決算見込額との比較では5.3%の減であります。臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税につきましては、5ページの下段の表に整理をしております。普通交付税、特別交付税、臨時財政対策債、これらの合計が地方交付税の総額となるものでありまして、36億4,000万円で、3年度当初予算比4.6%の増、決定後との比較では5.9%の減を見込んでおります。内容的には、特別交付税は当初予算との比較で4%の増、臨時財政対策債は決算見込額との比較で20.6%の減を見込んでおります。

4ページにまた戻っていただきまして、11款交通安全対策特別交付金から13款使用料及び手数料につきましては、記載のとおりであります。

14款国庫支出金は3億858万6,000円、当初予算との比較で27.9%の増となっております。主な要因としまして、民生費の重層的支援体制整備事業交付金、土木費の橋りょう長寿命化事業補助金、トンネル・シェッド（覆道）の長寿命化事業補助金などの増によるものであります。

15款の道支出金は3億4,173万7,000円、当初予算との比較で9.2%の増を見込んでおります。主に農林水産業費の補助金が増となっているものであります。

17款寄附金は1億5,200万5,000円、ふるさと納税寄附金等を見込んでおります。

18款の繰入金であります。6億9,754万1,000円で、当初予算との比較で19.7%の増を見込んでおります。4年度につきましては、減債基金から公債費の港湾借換債満期一括償還金等の財源として

3億円の繰入額を計上しております。また、ふるさと納税寄附金を活用し、まちづくり基金、社会福祉振興基金、教育振興基金から合わせて1億3,239万3,000円を繰入れ計上しているほか、財源不足分として財政調整基金から2億600万円の繰入れを行っており、3年度当初予算との比較では1億1,458万3,000円の増を見込んでおります。

73ページに基金に関する調書を記載しております。後ほどお目通しをいただきたいというふうに思っております。

4ページの21款町債の関係であります。6億3,750万円、当初予算との比較で11.8%の減であります。うち臨時財政対策債は1億3,000万円で、当初予算との比較で43.5%の減であります。臨時財政対策債を除く投資的な事業の関係につきましては3億9,840万円で、4.5%の増を見込んでおります。

なお、77ページから80ページに各会計別の町債の発行額等をお示ししているところでありますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

続きまして、5ページの歳出の関係であります。

議会費につきましては8,423万8,000円、3.3%の減であります。

2款の総務費につきましては7億3,442万7,000円で、2.7%の減。経常的な経費及び継続事業費をはじめ結婚新生活支援補助事業、防災公園の構想基本設計業務委託料等の事業費を計上しております。

3款民生費は16億1,656万7,000円で、1.2%の減であります。緊急通報委託事業、コミュニティソーシャルワーカー配置事業、中学生までの医療費の無料化、出産祝い金など高齢者や児童に係る継続的な福祉施策のほか、国民健康保険事業勘定特別会計、介護保険特別会計、介護サービス特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金等を計上しているものであります。

4款衛生費は8億7,489万4,000円で、3.9%の増であります。保健衛生に係る経常的及び継続的事业をはじめ、新型コロナウイルスワクチンの接種事業、風疹の検査事業、不育症治療費等助成費計上のほか、産後ケア事業の創設、十勝圏複合事務組合、南十勝複合事務組合、簡易水道事業特別会計繰出金、病院事業債管理特別会計繰出金、病院事業の運営交付金などを計上しているところであります。

5款の農林水産業費は5億5,637万9,000円で、19.3%の増であります。農業振興、林業振興及び水産業振興に係る継続事業費のほか、幹線林道大丸山線保全事業費、農林人材育成支援センター改修事業費などを計上しております。また、森林環境譲与税を活用した森林環境振興事業費やウニ増殖企業化試験事業補助金、赤潮環境調査事業補助金などを計上しております。

6款商工費は4億882万6,000円で、1.8%の減であります。商工振興事業補助金をはじめ、中小企業対策、労働対策、観光振興、各種祭りの開催経費、サンタランド事業費など経常的・継続的事业費を計上しております。また、ふるさと納税推進事業に関する経費を計上しております。

7款土木費は10億3,733万9,000円で、5.2%の増であります。町道の整備や道路維持事業、港湾管理事業、公営住宅の管理事業などの経常的及び継続的事业費をはじめ、港湾直轄事業負担金や下水道事業特別会計繰出金、臨時的事業として十勝港物流調査事業費、防げん材改修事業費、都市計画基本計画策定事業費などを計上しております。

8款消防費は4億2,083万4,000円で、66.6%の増であります。とちぎ広域消防事務組合負担金として消防救急デジタル無線機器更新業務委託料、小型動力ポンプ付水槽車の購入事業費を計上したほか、非常備消防費に消防団活動事業費、施設整備費に耐震性貯水槽の改修事業費などを計上しております。

9款教育費は6億1,492万4,000円で、0.8%の増であります。学校教育、社会教育、スポーツ振興事業などの経常的及び継続的経費のほか、町民プール改修事業費、学校給食用備品購入事業費などを計上しております。

10款災害復旧費は、科目存置であります。

11款公債費は、13億3,157万円であります。長期債の元利償還費及び一時借入金利子を計上しております。元金12億9,781万円のうち港湾事業借換債の満期一括償還分は、平成4年度分3億1,240万円であります。

12款は、予備費であります。

続きまして、6ページ、7ページをお願いいたします。

4年度の一般会計歳出性質別状況であります。縦に目的別、横に性質別に整理をした表であります。後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

続きまして、8ページ、9ページ目であります。

この表は、給与費の目的別一覧表であります。一般会計の議員、特別職、各種委員報酬、職員、会計年度任用職員に係る人件費を目的別経費で区分したものであります。

9ページの右側、合計の(A)欄であります。合計で13億6,361万8,000円の計上となるものであります。3年度当初予算と比較いたしまして伸び率で0.4%の減。報酬及び給料で増、職員手当等及び共済費で減となっております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

ここからは、一般会計の事業費等の関係であります。

新規事業、臨時的な事業を含む事業を中心にご説明をしたいというふうに思います。新規事業、臨時的事業につきましては、事業名の横に米印を付しております。

では初めに、10ページ目の4番であります。総務費の4番、新個人情報保護制度対応支援業務委託料であります。令和5年度から運用される新個人情報保護制度の円滑な導入のためのシステム構築をするものであります。

11ページをお願いいたします。

13番、町民交流イベント開催事業であります。交流の機会創出を目的にアウトドアの体験交流イベントを行う事業であります。

14番、南十勝夢街道プロジェクト推進協議会負担金は、南十勝5町村が連携してオンラインでの移住ツアーを行う事業への負担金であります。

16番、広尾町結婚新生活支援補助金は、年齢、所得が要件を満たす新規に婚姻した世帯に住居費及び引っ越し費用等の一部を補助する事業であります。

18番、広尾町奨学金返還支援助成金は、町内の事業所に就業した方の奨学金の返済経費の一部を

助成する事業であります。なお、詳細につきましては、別冊でお配りをしております広尾町一般会計の予算資料で新生活の事業、それから奨学金の事業、別冊で説明資料を用意しておりますので、後ほどご覧をいただきたいというふうに思います。

戻りまして、資料のほうの13ページまで飛びまして、37番の津波ハザードマップ作成事業であります。警戒区域が更新された津波ハザードマップを作成し、町内全戸配布を行う事業であります。

38番、防災公園の構想基本設計業務でありまして、新たな公園整備に係る基本計画及び基本設計を行うものであります。

39番、WEB版防災ハザードマップ作成事業は、町内の災害の状況や避難所の情報をオンラインで確認できるハザードマップを作成する事業であります。

14ページをお願いいたします。

51番、基幹税務システム改修委託料は、電子納付が可能な税目の追加及び税の納付書にQRコードを印刷するためのシステム改修であります。

次に、15ページから20ページは民生費の関係でありまして、初めに16ページをお願いいたします。

16ページから20ページまでに複数個記載しておりますけれども、重層的支援体制整備事業につきましては、これまで行ってきた生活困窮者、障がい者、高齢者、子ども・子育てなど相談支援体制をより発展させ、多様化するニーズへの支援を行う事業であります。以下、記載のものについては、そういったことで記載をさせていただいております。

17ページの17番、老人福祉センターの公衆浴場のボイラー更新であります。そのほか社会福祉協議会の補助金、養護老人ホームの運営費、障害者自立支援給付費、認定こども園の保育所運営費、放課後児童・子育て支援センター運営費などを計上しております。

次に、20ページの下段から衛生費の関係であります。

22ページをお願いいたします。

27番、母子健康手帳アプリサービス事業であります。アプリを利用して子どもの健康状態を記録したり、子育てに関する町からの情報を提供する事業であります。

28番、SMILEドック助成事業は、広尾町国保病院で行っているSMILEドックの受診者に対して費用の一部を助成する事業であります。

23ページであります。

29番、産後ケア事業は、産後1年未満の母子への助産師による相談支援事業であります。

30番、新型コロナウイルス検査費用助成事業、令和3年度の補正予算からの継続事業で、無症状の方へのPCR検査費用の一部を助成する事業であります。

32番、視覚検査用屈折検査機器導入事業は、目の疾患の早期発見のため、3歳児健診の視覚検査方法を見直し、屈折検査機器を導入する事業であります。

40番、国民健康保険病院運営交付金であります。これにつきましては、後ほど説明をさせていただきます。

次に、24ページから農林水産業費の関係であります。

24ページの3番、地域おこし協力隊配置事業であります。農村活性化推進員として協力隊員を2

名配置する事業であります。

林業費の関係、25ページの20番、住宅用地域材利用促進事業補助金は、広尾町産材の利用促進のため、住宅の内装に町産材を使用した場合に補助を行う事業であります。

26ページ、25番、緑の担い手対策交付金、森林組合が行う林業従事者の確保、育成事業に対する交付金であります。

26ページの27番からは、水産業費の関係であります。各漁業振興補助金、増養殖事業費など継続事業を計上しております。

なお、30番、33番、34番、37番の事業につきましては、赤潮影響対策により補助を拡大した部分を内容欄のところに「うち赤潮影響対策分」として記載をしております。

27ページの41番、赤潮環境調査事業補助金は漁場の環境調査への補助、42番は継続事業であります。赤潮被害対策漁業支援資金利子補給事業であります。これら合計いたしまして赤潮対策分としましては1,783万5,000円の計上となるものであります。

次に、28ページであります。

28ページからは、商工費の関係であります。

28ページの2番、地域おこし協力隊配置事業であります。商工振興のための協力隊員を1名配置する事業であります。同じく9番、地域おこし協力隊配置事業でありまして、観光振興や特産品の開発に協力隊員を3名配置する事業であります。

30ページをお願いいたします。

30ページの中段から土木費の関係であります。

道路工事及び橋梁補修工事関係、これらの位置図につきましては46ページ、47ページに記載をしております。

30ページの4番、5番が道路工事の設計や用地確定測量、31ページの9番から11番までが道路舗装工事であります。合計5,918万円の計上となるものであります。

同じく12番、13番は、道路補修工事で1,014万7,000円の計上、15番、16番は橋梁及びトンネル・シェッド(覆道)の点検委託料でありまして、合計しまして7,255万6,000円の計上となるものであります。

次に、18番から次のページにわたりまして港湾費の関係であります。18番は十勝港の物流調査、本州との定期航路開設を目指し貨物の物流調査を行う事業で、2年目の事業となります。

次のページの21番、港湾直轄事業負担金につきましては、施工位置図は49ページにございます。

29番、防げん材の改修事業、31番の船入潤東堤航路標識補修工事、32番、外港地区第2船揚場補修工事、施工図につきましては50ページにございます。

33番、都市計画基本計画策定業務委託料は、現在の計画が令和4年度までのものとなっているため、令和5年度からの20年間の計画を策定するための事業費であります。

次に、35番から住宅費であります。工事の位置図につきましては51ページから記載をしております。

37番、野塚団地ほか2か所の屋根の改修費、38番は錦町団地の解体工事費の計上であります。

続いて、34ページをお願いいたします。

1番から3番までは消防費の関係であります。

広域消防事務組合負担金の計上、団員報酬等の非常備消防費の計上、耐震性貯水槽の設計に係る各経費を計上しております。広域消防事務組合負担金には、消防救急デジタル無線機器の更新業務委託料、水槽付ポンプ車の購入事業が含まれております。

次に、教育費の関係であります。

34ページの6番、スクールカウンセラー派遣委託事業であります。児童生徒へのカウンセリング、保護者、教師への助言を行うスクールカウンセラーの派遣事業であります。

37ページをお願いいたします。

35番からが社会教育費の関係であります。

38ページをお願いいたします。

46番、児童福祉会館増築工事実施設計委託業務、児童福祉会館の図書館部分の増築工事の実施設計の委託料であります。

50番、海洋博物館トイレ改修工事は、トイレの洋式化の工事であります。

51番からは、保健体育費の関係であります。

40ページをお願いいたします。

71番、町民プール改修工事、72番は豊似ふれあいプール水槽改修工事であります。

76番からは、学校給食費の関係であります。

給食センターの厨房機器等の更新事業費の計上であります。

次に、57ページ、58ページをお願いいたします。

令和4年度の特別会計の歳入歳出性質別の内訳でございます。

59ページからは、特別会計事業等調べであります。

港湾管理特別会計から63ページまで、病院事業債管理特別会計まで記載のとおりであります。また、工事の位置関係図につきましては、64ページから67ページに記載をしているところであります。

72ページをお願いいたします。

令和3年度から実施をしております公共施設の照明のLED化工事について、内容について記載をしております。

最後になりますけれども、国民健康保険病院の運営交付金について説明をさせていただきます。別冊でお配りしております地方独立行政法人の広尾町国保病院の予算実施計画書をご用意いただきます。

1ページをお願いいたします。

令和4年度の収益収入の合計は10億6,558万9,000円で、前年当初比1,469万6,000円の増であります。

次に、2ページ目をお願いいたします。

収益的支出であります。

医師、看護師、医療技術者、事務職員等の人件費をはじめ、医薬材料費、維持管理費、経費など

収益支出の合計は10億6,264万円であります。

次に、3ページの資本収支であります。

資本収入が6,159万9,000円、資本支出につきましては、移行前の地方債償還元金、償還金及び医療機器の購入費など6,454万8,000円を予定しております。これらの差額につきまして294万9,000円が収益的収入から補填をされるものであります。これらの経費に充てるため、法律の規定に基づきまして運営交付金3億8,610万7,000円を計上しております。予算説明資料の23ページの40番に記載をしているものであります。

以上、一般会計と特別会計の予算資料の内容について説明をさせていただきました。水道事業会計につきましては、担当課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 次に、水道事業会計予算について説明をお願いします。

前田建設水道課長。

1、建設水道課長（前田） 予算説明資料の68ページをお願いします。

歳入及び歳出性質別内訳書です。

表の左側、収益的収入につきましては、給水収益から長期前受金戻入までを合わせまして1億6,051万5,000円を計上いたしました。

次に、表の右側です。収益的支出につきましては、人件費から予備費までを合わせまして1億7,237万9,000円を、資本的支出につきましては、企業債償還金から浄水場建設費までを合わせまして8,318万3,000円を計上いたしました。

続きまして、69ページ、70ページをお願いします。

事業等調べです。

事業番号8番につきましては、配水管の改良工事に伴う給水管の切替え工事。

事業番号9番、支障木伐採工事につきましては、旧水道事務所に設置した非常用発電機から高区配水池ポンプ室に送電するための電線の経路上の支障木を伐採する工事であります。

事業番号12番は、配水管改良工事です。

事業番号13番、旧水道事務所改修工事につきましては、旧水道事務所の発電機から高区配水池ポンプ室に送電するための切替え用電線等の整備に必要な工事です。

説明は、以上でございます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案10件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案10件は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここで、委員会の委員長、副委員長を互選するため、予算審査特別委員会の開催を願います。
委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります星加廣保議員に臨時委員長をお願いしま
す。

本会議を休憩します。

午前11時34分 休憩

午前11時40分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました予算審査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨
通知がありましたので、報告します。

委員長には浜頭勝議員、副委員長には萬亀山ちず子議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎日程第21 発議第1号

1、議長（堀田） 日程第21、発議第1号 議会広報特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本件は、本町議会の内容等を広く町民に知らしめるための調査研究及び議会広報
発行等のため、6名の議員で構成する議会広報特別委員会を設置し、期間を令和6年4月29日まで
とし、閉会中も継続して調査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は、6名の議員で構成する議会広報特別委員会を設置し、期間を令和6年4月29日
までとし、閉会中も継続して調査することに決しました。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任を行います。本委員会の委員の選任は、
委員会条例第7条第4項の規定に基づき、議長において指名したいと思います。これより事務局長
に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） それでは、申し上げます。

4番、前崎茂議員、5番、北藤利通議員、6番、志村國昭議員、7番、星加廣保議員、8番、山
谷照夫議員、9番、渡辺富久馬議員。

以上であります。

1、議長（堀田） これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員は、配付した議案のとおり選任することに決しました。

ここで、議会広報特別委員会の委員長、副委員長を互選するため、議会広報特別委員会の開催を願います。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります星加廣保議員に臨時委員長をお願いします。

委員会が終了するまで本会議を休憩します。

午前11時42分 休憩

午前11時53分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました議会広報特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので、報告します。

議会広報特別委員会の委員長に北藤利通議員、副委員長に山谷照夫議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日8日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午前11時53分